

第13期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

平成29年12月21日（木）午前11時30分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

小林 登 部会長

佐々木 久美子 委員

森 咲 子 委員

山 元 規 靖 委員

4 審議事項

福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について

5 会議の内容

小林部会長：ただいまから、第13期第1回福岡県個人情報保護審議会第二部会住基・番号法部会を開催します。議事に入る前に、事務局から報告の申出がなされております。

事務局：はじめに、定足数について御報告申し上げます。

本日は、委員4名の方に御出席いただいております。福岡県個人情報保護条例第54条第2項に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、会議は全て公開となっておりますが、傍聴者はいません。

以上ご報告を終わります。

小林部会長：それでは、早速、議事に移ります。

まず、「1審議事項」としまして、さきに諮問のありました「福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について」、審議します。

本件は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を、条例に基づき提供しようとするに関する諮問ですので、第二部会において審議し、審議会としての意見をまとめることとなります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局：まず、部会について簡単に説明させていただきます。

資料1の9ページをお願いいたします。

こちらは福岡県個人情報保護条例でございまして、一番上の第55条第1項において、審議会は部会を置くことができるとされ、現在、二つの部会が設置されております。本日の第二部会は、住基法・番号法の部会として、一つ目として、「住基ネットの本人確認情報の保護に関する事」、二つ目として、「マイナンバー制度に伴う特定個人情報保護評価に関する事」、この二つを調査・審議事項としております。

なお、同じく資料9ページの第55条第6項において、「部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされており、審議会の申し合わせにより、部会決議を審議会決議とすることとなっております。

本日の審議事項の内容でございますが、先ほど申し上げた審議事項の一つ目、「住基ネットの本人確認情報の保護」に関しまして、公安委員会が行う放置違反金の徴収事務のために、住基ネットから本人確認情報を提供することについて、御審議いただくものでございます。

それでは、その内容について御説明をさせていただきます。

資料1の1ページをお願いいたします。はじめに「住基ネットの概要」でございます。住基ネットは、市町村の住民基本台帳を専用回線でネットワーク化したシステムで、市町村のコミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、地方公共団体情報システム機構が管理する全国サーバにより構成されております。

このシステムは、住民サービスの向上、行政事務の効率化を目的としておりまして、例えば、パスポートなどの申請手続で住民票が不要となるなど、住民の利便性の向上が図られております。

また、市町村間の住民基本台帳に関する事務を、ネットワークを通じて行うことができるため、事務の効率化につながっております。

資料の下の方になりますが、本人確認情報について記載しております。

住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号、及びこれらの変更履歴を本人確認情報としております。

なお、マイナンバーにつきましては、制度創設に伴いまして、平成27年10月から、本人確認情報に加えられております。

次のページをお願いいたします。

「都道府県における本人確認情報の利用又は提供」について、でございます。

都道府県では、住民基本台帳法に基づき、本人確認情報を利用し、又は提供をすることができるようになっております。

まず、利用できる場合としましては、一つ目の○に四つ掲げておりますが、「住基法別表第5に掲げる事務を遂行」するとき、「条例で定める事務を遂行」するとき、などがございます。

次に、執行機関に対する本人確認情報の提供につきましては、二つ目の○のところです

が、一つは「住基法別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき」、もう一つは、「条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき」、この二つの場合に該当する場合は提供することができます。

なお、知事以外の執行機関として、教育委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会などがございます。

現在、条例では、教育委員会における退職年金受給者の現況確認、人事委員会における審査請求に関する事務などが規定されておりました。今回の案件は、公安委員会に本人確認情報を提供する事務を追加するものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

「新たに本人確認情報を提供する事務を定める理由」でございます。

このたび、公安委員会から、放置車両に係る放置違反金の事務の効率化、収納率の向上を図るため、住基ネット本人確認情報の提供の依頼がありました。

2つ目の○のところですが、現在の事務処理方法を記載しております。

現在は、車検証の情報を基に、車両使用者へ放置違反金納付命令等を郵送しております。しかしながら、転居等のために手元に戻ってくるケースも多く、その場合は、市町村に文書で異動先等を照会し、市町村からの回答文書を基に、再度納付命令等を郵送しております。

そのため、○の3つ目ですが、今回、この放置違反金に関する事務を、本人確認情報を提供する事務として定め、対象者へ送付した納付命令書等が戻ってきた場合に、住基ネット本人確認情報により現住所を確認し、再送するというものでございます。

○の4つ目ですが、提供による効果を記載しております。本人確認情報の提供を受け、対象者の現住所を確認することにより、事務担当課における照会文書の作成、市町村への郵送が不要となります。

また、市町村におきましても、照会文書がなくなりますので、回答文書の作成が不要となります。

さらに、対象者に対し、放置違反金の制度と、納付義務を早期に知らせることで、収納率の向上に繋がることとなります。

下の枠囲みの部分でございます。

公安委員会が行う放置車両に係る放置違反金の徴収事務の処理に当たって住基ネットから本人確認情報の提供を受けられるようにするため、条例の整備を行う必要があることから、今回、委員の皆様にご審議をお願いするものでございます。

なお、他県の状況でございますが、既に21道府県で同様の規定を条例で定めております。

次の4ページをお願いします。

「提供する事務の内容」でございます。

一つ目の○に、放置違反金に関する事務を記載しております。納付命令、弁明の機会

の付与、督促、徴収が事務としてございます。

なお、平成28年度の放置違反件数の実績は、約7万2千件となっております。

その下には、現在と、住基ネットを利用した場合の事務の流れを記載しておりまして、点線で囲んだ部分に変更点となっております。

資料の下の○のところに書いており、住基ネット利用見込み件数は年間7,500件程度と大量であるため、情報の提供は、一括提供方式を考えておりまして、その流れを記載しております。

この一括提供方式とは、今回の福岡県警交通指導課など、事務担当課から検索対象者の情報、例えば氏名のフリガナなどが記録された要求ファイルを受領した後、住基ネット担当課の方で検索を行い、事務担当課に検索結果ファイルを提供するものです。

なお、一括提供以外には、事務担当課の職員が住基ネット業務端末を操作して、一件ずつ検索を行う、即時提供という検索方法もございます。

今回の事務で一括提供とした場合、下のフローの点線で囲んだ部分ですが、事務担当課で車両使用者リストを作成して、本人確認情報の提供を依頼する。

それを受けて、住基ネット担当課、市町村支援課になりますけれども、こちらの方から本人確認情報を提供、事務担当課が受け取って、車両の使用者の住所を確認するという流れになります。

次の5ページから9ページまでは、関係法令等の参照条文を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

小林部会長：事務局からの説明は以上です。

簡単にまとめさせていただきますと、住民基本台帳法第30条の15第2項第2号にあるように、本人確認情報は際限なく提供できるわけではなく、法に規定されていない事務については条例で定める必要があります。

今回、公安委員会から、放置違反の納付命令等が返戻された場合、現住所を調べる際に今までは手作業でやっていたところを、住基ネットから本人確認情報の提供を受けたいとの要望があったので、条例で定めるため審議会に諮っているということです。

本件について、委員の皆様の意見をお伺いします。何かご質問、御意見等はございませんか。

山元委員：提供される情報は住所のみでしょうか、住基ネットに記載される情報をすべて提供するのでしょうか。

事務局：必要な情報は住所のみです。

森 委 員：今までは、1件1件されていたものを、一括提供されると言われていたが、それは住所の部分だけということでしょうか。

事 務 局：提供されるデータ自体には、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コードが付いてきます。
個人番号はつきません。

小林部会長：確認しますと、資料1の1ページにある本人確認情報のどの部分が提供されることになるのでしょうか。

事 務 局：氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、その変更履歴です。
番号利用事務ではないので、個人番号は提供されません。

森 委 員：今まで、1件1件確認していたものを、まとめてデータで提供することによって、事務の効率化を図ることを考えておられるということでしたが、さらに事務を効率化するため、公安委員会が住基ネット端末を利用することはあるのでしょうか。そうすると、データが全部見られてしまうということになるのでしょうか。

佐々木委員：県警が直接住基ネットを見ることはないのですよね。県の方でデータリストをもらって照会をかけて提供するのですよね。

事 務 局：公安委員会の方には住基ネットは置かず、県の方に照会文書が来て、こちらで検索をかけ、データを作成して公安委員会に提供します。
確かに、県税など端末を置いて直接検索しているところもありますが、委託経費、管理費等もございますので、今のところ、公安委員会への一括提供方式を考えていますが、他の出先機関と同様、将来的には、直接端末で検索する可能性もあります。

森 委 員：そのあたり気になるところです。どの部分のデータが見られるのか。県の方が一括して渡すのであればこの部分だけということができるでしょうが、さらに効率化を考えた時に、1件1件公安委員会が直接端末でデータが調べられるようになった場合、アカウントによってここまでしか見られないと限定するとか、セキュリティ上の措置はとられるのでしょうか。その時にこのようにしてよいかと、また審議会にかけられるのであればよいのですが、その場合は、この個人情報を提供することについて、既にOKになっているので、審議にかかることはないようですので、将来的なところも考えて、どの部分までのデータが見られるのか、きちんと決めておかれた方がよいのではと思いますが。

佐々木委員：住基ネット自体そもそも権限があるはずですが、さわれる人とどこまで見られるかというのは、事務は権限がある方が作業されるのでしょうから、誰もかれも見られないようになっているのですよね。

事務局：佐々木委員のおっしゃるとおり、操作者権限を持った者しか検索できないとなっており、必要最小限の利用者に権限を付与するようにしております。

森委員：では、セキュリティ上大丈夫ということですね。

佐々木委員：情報のやりとりというところですけども、物理的なデータのやりとりというのが、保護という点では、落とすことなど懸念としてあります。USBやCDなど媒体で渡すとすると、郵送とあまり変わらないのかなと。結局、物理的に送るということですよ。1件ずつの照会の郵送が、まとめて1回になるだけの運用なのかなと思うのですが。媒体となるものを紛失したりとか、そういったところを、どう保護するのかなということですね。情報のやりとり自体は、たいしたことでもないのかなと思いますが。データをもって検索かけるという単純なものですよ。一括提供方式はc s vファイルで取込み、c s vファイルで出力が可能なのでしょうか。

事務局：はい。一括提供方式の場合はc s vファイルのやり取りになります。

佐々木委員：でも結局、c s vファイルによる情報のやり取りはUSB等の外部記憶媒体で行うのでしょうか。

事務局：はい。

佐々木委員：本当は、県警がもつシステムと住基ネットのシステムと直接繋ぐのが一番いいのですが、それは難しいのでしょうから、外部記憶媒体の保管方法や情報のやり取りで注意が必要だと思います。

事務局：住基ネットが全国一律の仕様になっており、外部記憶媒体を用いることも全国的な取り扱いとなっております。

国においても電子媒体を取り扱う際の留意事項を示しており、県もそれに基づいてウイルスチェック、パスワード保護を実施しております。

本県だけで独自で対応できないということを御理解いただければと思います。

小林部会長：システム同士が直接つながることがよろしくないという考えもあって、そういった運用になっているものと思われま。

森 委 員：佐々木委員と同じで、県警が直接見た方が渡す手間がかからないから、より効率的ではないかと思うのですが。ただ一括検索は県でしかできないということなのですね。

小林部会長：他の執行機関に提供する事務として、他にはどのようなものがありますか。

事 務 局：教育委員会における退職年金受給者の現況確認、人事委員会における審査請求に関する事務等があります。

小林部会長：今回の放置違反金の徴収のように、対象者の財産を制限する事務で利用している例は他にありますか。

事 務 局：生活保護の不正受給に係る徴収や精神保健福祉による措置を実施した場合の費用の徴収等があります。

小林部会長：現在住基ネットを利用している事務にも徴収に係る事務はあり、今回、これに付け加わる形であるということによろしいでしょうか。

事 務 局：はい。

小林部会長：その他ご意見はございませんでしょうか。

それでは、委員の皆様にご異議がなければ、諮問のありました「福岡県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供について」は、適当である旨を答申したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

小林部会長：特に、御異議等はないようですので、本件につきましては、適当である旨の答申を出すことといたします。

審議会から出す答申案について、事務局で何か準備はされていますか。

事 務 局：答申案につきましては、事務局の方で準備しておりますので、配付させていただきます。

それでは、答申案について説明させていただきます。

まず、冒頭で説明しましたとおり、本日の部会で決定されたものが審議会の答申ということになります。このため、答申は、審議会の会長名で行うようにしております。

答申案の内容につきましては、諮問書に記載されている本人確認情報の提供を行うことについては、適当なものと認められる旨を記載しております。そして、本人確認情報

の提供を行う事務を、諮問書のとおり記載しております。

小林部会長：ただ今の説明について、委員の皆様にご異議がなければ、この答申案のとおり答申したいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

小林部会長：それでは、この案件については、原案のとおり答申することとします。

事務局：どうもありがとうございました。

本件につきましては、この答申を踏まえて、来年の2月議会に条例改正について提案してまいります。

小林部会長：次の議事に移ります。

「2 報告事項」の「住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況について」、事務局の説明を求めます。

事務局：それでは、資料2をご覧ください。

福岡県における本人確認情報の利用及び提供の状況について御報告いたします。

現在、表に記載している32の事務で利用や提供を行っておりまして、その件数は、制度開始から平成29年3月末までの累計で、約1,413万件となっております。

件数が多い事務については、項目の17番目、「県税に関する事務」が約1,176万件、項目の5番目、「パスポートの発給等に関する事務」が約219万件という件数となっております。

なお、項目17番目の「県税に関する事務」、具体には税の賦課、徴収を行うものですが、平成27年度から件数が増えております。

その主な理由は、マイナンバー制度導入に伴い、個人番号の取得に利用しているためであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

小林部会長：ただ今の説明について、何か御質問、御意見等ございませんか。

(質問等なし)

小林部会長：それでは、全ての議題について終了しましたので、これで本日の住基・番号法部会を終了します。

ありがとうございました。